

10. 6 太陽熱利用給湯システム

給水装置として湯沸器等の上流側に太陽熱利用給湯システムを設置する際は、厚生労働省健康局水道課長通知「太陽熱利用給湯システムの取扱い」（平成26年6月30日 健水発0630第2号）記載される事項に留意し設計・施行を行うこと。

健水発0630第3号

平成26年6月30日

各厚生労働大臣認可水道事業者 殿

厚生労働省健康局水道課長
(公 印 省 略)

太陽熱利用給湯システムの取扱いについて

給水装置として湯沸器等の上流側に設置される太陽熱利用給湯システムについては、太陽熱の蓄熱ユニットを通じて湯沸器等に流入する水の水温を上昇させることにより、省エネルギーに寄与するものである一方、水道水質管理の観点から、貯湯タンク内での加熱により遊離残留塩素の濃度が低下した水の逆流を防止することや、現場施工により当該システムの外に並行配管（バイパス配管）を設けるものにあつては、当該バイパス配管に水が停滞する構造となることを防止することが必要と考えられるところです。

つきましては、太陽熱利用給湯システムの設計審査にあたり、下記の事項に留意いただきますよう、お願いいたします。

記

1. 設計審査にあたっての配慮事項

太陽熱利用給湯システムの給水装置としての設計審査にあたっては、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号。以下「基準省令」という。）によるほか、以下の事項に配慮すること。

- (1) 当該システムの一次側に、逆止弁や減圧式逆流防止器等の適切な逆流防止給水用具を備えていること。現地施工によりバイパス配管を設けるもの（図参照）にあつては、当該バイパス配管の分岐点の一次側に設置されることを基本とすること。
- (2) 現地施工により、当該システムの外側にバイパス配管を設けるものにあつては、当該システムの日常的な使用において、貯湯タンク側とバイパス配管側の適正な流量配分を確保できる構造となっていること。

2. 太陽熱利用給湯システムに係るその他の留意事項

(1) 当該システムにおけるバイパス配管については、一般に、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 5 条第 1 項第 6 号において連結を禁止している「当該給水装置以外の水管その他の設備」に該当するものではないこと。

(2) 当該システムにおいて、上記 1. (2) を満たすものについては、基準省令第 2 条第 2 項において禁止されている「水が停滞する構造」に該当するものではないと考えられること。

なお、上記 1. (2) の確認は、バイパス配管等に設置する減圧弁の設定等について、貯湯タンク機器製造事業者等が指定したものになっていることを、仕様書等により確認すること。

(3) 当該システムにより加熱されて給水される水の水質の変化については、一般に、水道事業者等の責任は免除され得ると考えられること。

(4) 経年劣化による機能不全等を防止するため、製造業者等と連携して、利用者に対し、当該システム及び逆流防止給水用具の定期的な維持管理の必要性について周知することが望ましいこと。

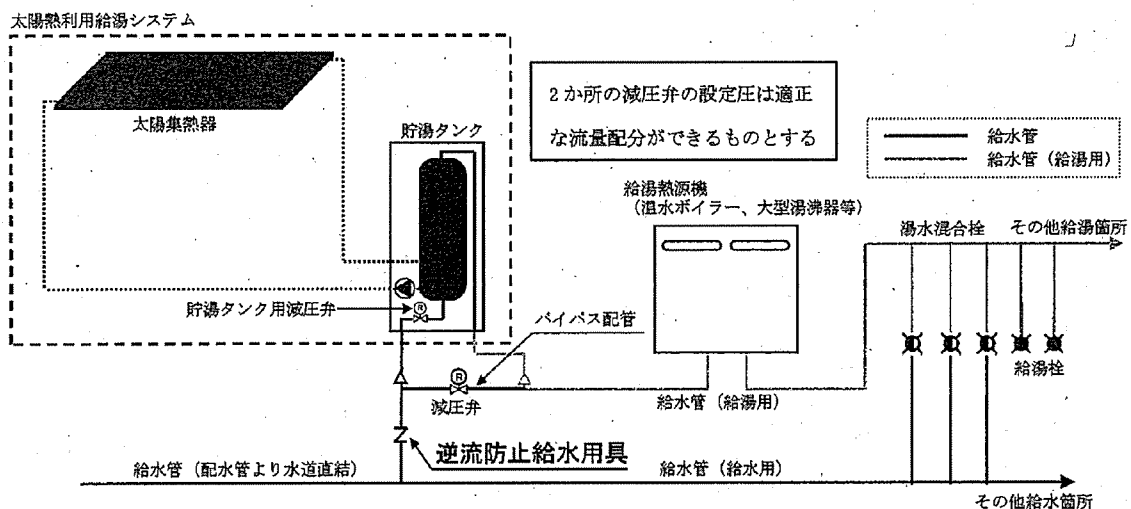


図 2-43 太陽熱利用給湯システム設置例

10. 7 水道直結式スプリンクラー設備

スプリンクラー設備の取り扱いについては、次の点に注意すること。

(1) 住宅用スプリンクラー

住宅用スプリンクラー設備を設置する際は、厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道の給水管に直結する住宅用スプリンクラー設備の設置に係る配慮事項について」（平成3年9月27日 衛水第228号）に記載される事項に留意し設計・施行を行うこと。

(2) 特定施設水道連結型スプリンクラー

特定施設水道連結型スプリンクラーを設置する際は、厚生労働省健康局水道課長通知「消防法施行令及び消防法施行規則の改正に伴う特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用について」（平成19年12月21日 健水第1221002号）に記載される事項に留意し設計・施行を行うこと。

衛水第 228 号平成 3 年 9 月 27 日

各都道府県水道行政担当部（局）長あて

厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知

水道の給水管に直結する住宅用スプリンクラー設備の設置に係る配慮事項について

住宅用スプリンクラー設備が水道の給水管に直結される場合の取扱いについては、平成3年3月25日付け衛水第92号本職通知により、基本的な留意事項を示したところであるが、当省として、さらに給水装置として備えるべき要件等について検討を行い、この度、水道事業としての住宅用スプリンクラー設備の設置に係る給水契約の締結及び給水装置の材質、構造の審査等における配慮すべき事項を別添のとおり取りまとめたので、貴管下水道事者への連絡方お願いする。

別添

平成 3 年 9 月 27 日

住宅用スプリンクラーを給水装置の一部として設置する場合の配慮事項

厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課

住宅用スプリンクラーを給水装置の一部として設置する場合に、水道事業として配慮すべき事項は以下のとおりである。

1 設置の申込みを受ける段階の配慮事項

設置の申込みを受けるに当たっては、以下の事項に配なすること。

- (1) 住宅用スプリンクラーを給水装置として設置する工事は、指定工事店等が製造メーカ又は消防法に規定する消防設備士の指導の下に行うものとし、指定工事店等に対しては、必要に応じ所轄消防署予防担当課と打合せを行うよう指導すること。
- (2) 住宅用スプリンクラーを設置しようとする者に対して、水道が断水のととき、配水管の水圧が低下したときなどは正常な効果が得られない旨を確実に了知させること。

その際、

- ① 災害その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等により住宅用スプリンクラーの性能が十分発揮されない状況が生じても水道事業者に責任がない。

② 住宅用スプリンクラーが設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、①のような条件が付いている旨を借家人等に熟知させる。

③ 住宅用スプリンクラーの所有者を変更するときは、①及び②の事項について譲受人に熟知させる。

等を内容とする書面を申込者に交付する方法も考えられること。

(3) 住宅用スプリンクラーの火災時以外における作動及び火災時の水道事業にその責を求めることのできない非作動に係る影響に関する責任は、水道事業者が負わない旨を設置しようとする者に十分説明し、了解を得ること。

(4) 寒冷地等における凍結防止のための水抜き時にも住宅用スプリンクラーが正常に作動するような設備が、現在、製造メーカにおいて開発中であり、凍結防止のための水抜きが行われる地域においてはその開発がなされ各水道事業において支障がないと認められるまでの間、設置を見合わせるよう指導すること。

2 設計審査に当たっての配慮事項

給水装置の設計審査に当たっては、以下の事項に配慮すること。

(1) 当該給水装置を分岐しようとする配水管又は既設の給水装置の給水能力の範囲内で、住宅用スプリンクラーの正常な作動に必要な水圧、水量を得られるものであること。

(2) 配水管の構造は、初期火災の熱により機能に支障を生じない材料で造られ、又は機能に支障を生じない措置が講じられるとともに、停滞水及び停滞空氣の発生しない構造であり、かつ、衝撃防止、逆流防止及び必要に応じ凍結防止のための措置が講じられていること。さらに、寒冷地における給水装置の凍結防止の機能を損なわない構造とし、必要に応じ凍結防止のための措置が講じられていること。

(3) 給水装置用材料として認定された継手等を使用して、停滞水が生じない構造となっていること。

(4) 結露現象を生じ、周囲（天井等）に悪影響を与えるおそれのある場合は、防露措置が行われていること。

3 その他

(1) 住宅用スプリンクラーの維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示するよう製造メーカ又は指定工事店などに指導すること。

(2) 住宅用スプリンクラーの所有者又は使用者に対し、当該設備を介して連結している水栓からの通水の状態に留意し、異常があった場合には、水道事業者又は設置工事をした者に連絡するよう指導すること。

(3) 2の(1)の事項が満たされない場合は原則として住宅用スプリンクラーを設置しないよう指導すること。

(4) 水道事業の給水区域内ではできる限り住宅用スプリンクラーの正常な作動に必要な水圧、水量が得られるよう配水施設の整備に努めること。

(5) 住宅用スプリンクラーの設置台帳を作成する等によりその設置状況を把握しておくこと。

健水発第 1221002 号
平成 19 年 12 月 21 日

各厚生労働大臣認可水道事業者 殿

厚生労働省健康局水道課長

消防法施行令及び消防法施行規則の改正に伴う特定施設水道連結型スプリンク
ラー設備の運用について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 179 号。以下「改正令」という。）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（平成 19 年省令第 66 号。以下「改正規則」という。）が平成 19 年 6 月 13 日に公布され、小規模社会福祉施設に対してスプリンクラー設備の設置が義務づけられ、また、小規模社会福祉施設について特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置が認められることとなりました。改正令及び改正規則の施行は平成 21 年 4 月 1 日ですが、防火安全上の観点等から前もって特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置を計画する施設が増えてくることが考えられます。

つきましては、特定施設水道連結型スプリンクラー設備については水道法第 3 条第 9 項に規定する給水装置に該当するものがありますので、その設置にあたりましては、下記の事項に留意いただきますよう、お願いいたします。

なお、消防庁より平成 19 年 12 月 21 日付消防予第 390 号「特定施設水道連結型スプリンクラー設備等に係る当面の運用について」が各都道府県消防主管部長あて通知されているところですので、参考として添付いたします。

記

1 設置の申込を受ける段階の配慮事項

設置の申込を受けるにあたっては、以下の事項に配慮すること。

- (1) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の類型としては、別紙 1 のようなものが考えられること。この場合において、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を構成する配管系統の範囲は、水源（消防法施行令（昭和 36

年政令第 37 号) 第 12 条第 2 項第 4 号ただし書により必要水量を貯留するための施設を設けないものにあつては、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管) からスプリンクラーヘッドまでの部分であること。ただし、配水管が水源であり、水道法施行規則第 12 条の 2 第 2 号に掲げる水道メーターが設置されている場合にあつては、水源から水道メーターまでの部分を除く。

また、特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、水道法第 3 条第 9 項に規定する給水装置に直結する範囲 (以下、「水道直結式スプリンクラー設備」という。) については、水道法の適用を受けること。

- (2) 水道直結式スプリンクラー設備の工事 (設置に係るものに限る。) 又は整備は、消防法の規定により必要な事項については消防設備士が責任を負うことから、指定給水装置工事事業者等が消防設備士の指導の下に行うものとし、また、必要に応じて所管消防署等と打ち合わせを行うよう指導すること。
- (3) 消防法令に基づく水道直結式スプリンクラー設備の設置にあたり、消防設備士が水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーヘッドまでの部分について水理計算等を行うことになるので、水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとする者に対して当該地区の最小動水圧等配水の状況及び直結給水用増圧ポンプ設備設置の可否について情報提供すること。
- (4) 水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとする者に対して、水道が断水のと、配水管の水圧が低下したときなどは正常な効果が得られない旨を確実に了知させること。

その際、

- ① 災害その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等により水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても水道事業者には責任がない。
- ② 水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、①のような条件が付いている旨を借家人等に熟知させる。
- ③ 水道直結式スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、①及び②の事項について譲受人に熟知される。

等を内容とする書面を申込者に交付する方法も考えられること。

- (5) 水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時の水道事業にその責を求めることのできない非作動に係る影響に関する責任は、水道事業者が負わない旨を設置しようとする者に十分説明し、了解を得ること。

- (6) 寒冷地等における凍結防止のための水抜きが行われる地域においては、凍結防止のための水抜き時にも正常に作動するようなスプリンクラー設備の設置がなされるよう指導すること。

2 設計審査に当たっての配慮事項

給水装置としての設計審査にあたっては、以下の事項に配慮すること。なお、消防法令に規定された事項については、消防法に規定された消防設備士が責任を負い、所管消防署等に届け出ること。

- (1) 当該給水装置を分岐しようとする配水管の給水能力の範囲内で、水道直結式スプリンクラー設備の正常な作動に必要な水圧、水量が得られるものであること。
- (2) 水道直結式スプリンクラー設備の設計にあたっては、スプリンクラーヘッド各栓の放水量は15L/分（火災予防上支障のある場合にあると認められる場合にあつては30L/分）以上の放水量が必要であること。また、スプリンクラーヘッドが最大4個が同時に開放する場合を想定し設計されることがあるため、その際は、合計の放水量は6.0L（12.0L）/分以上を確保する必要があること。
- (3) 水道直結式スプリンクラー設備の設計にあたっては、利用者に周知することをもって、他の給水用具（水栓等）を閉栓した状態での使用を想定できること。
- (4) 水道直結式スプリンクラー設備は消防法令適合品を使用するとともに、給水装置の構造及び材質の基準に適合する構造であること。
- (5) 停滞水及び停滞空氣の発生しない構造となっていること。
- (6) 結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与える恐れのある場合は、防露措置が行われていること。

3 その他

- (1) 水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示するよう指定給水装置工事事業者に指導すること。
- (2) 水道直結式スプリンクラー設備の所有者又は使用者に対し、当該設備を介して連結している水栓からの通水の状態に留意し、異常があった場合には、水道事業者又は設置工事をした者に連絡するよう指導すること。
- (3) 2(1)及び(2)の事項が満たされない場合は、配水管から分岐する給水管口径の増径、受水槽や増圧ポンプの設置、建築物内装の耐火性を向上させる等の措置が必要になるので所轄消防署等に相談するよう指導すること。
- (4) 水道直結式スプリンクラー設備の設置台帳を作成する等によりその設置状況を把握しておくこと。
- (5) 水道直結式スプリンクラー設備の設置にあたり、消防法令で規定された

消防用設備等として必要な事項については、消防法で規定された消防設備士等が所管消防署等に提出するので、水道利用者からの問い合わせ等に備えて、当該設備の水圧、水量の設計方法など必要な情報については、各市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）から情報を収集すること。

10. 8 非常用貯水槽の取扱いについて

給水装置として給水管に直結する非常用貯水槽を設置する際は、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知「水道の給水管に直結する非常用貯水槽の取扱いについて」（令和5年7月11日 薬生水発0711第1号）に記載される事項に留意し設計・施行を行うこと。

薬生水発0711第1号
令和5年7月11日

各 { 都道府県水道行政担当部（局）長
厚生労働大臣認可水道事業者 } 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
(公 印 省 略)

水道の給水管に直結する非常用貯水槽の取扱いについて

防災意識の高まりを背景に、水道利用者が自ら事故・災害時の飲用水を確保する目的で、集合住宅等の敷地内の地中に設置され、水道の給水管に直結し有圧のまま給水できる「非常用貯水槽」のニーズが今後想定されることから、下記のとおり、その取扱い及び配慮事項等について取りまとめたので通知する。

各都道府県においては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者に対する周知をお願いする。また、水道事業者においては、下記についてご了知の上、指定給水装置工事事業者等に対する周知・指導方をお願いする。

記

1. 水道の給水管に直結する非常用貯水槽の水道法上の取扱いについて
水道の給水管に直接接続し有圧のまま給水できる構造である非常用貯水槽（以下「当該装置」という。）は、その容量によらず、水道法第3条第9項の給水装置（給水用具）であり、その構造及び材質については、水道法施行令第6条の基準（以下「構造材質基準」という。）に適合することが求められる。
2. 設計審査にあたっての配慮事項
水道事業者は、当該装置の設置に係る給水装置工事の設計審査にあたっては、構造材質基準によるほか、以下の事項に配慮すること。
 - (1) 当該装置の大きさが使用水量に比し著しく過大でないものであること。また、非常時の必要水量及び当該装置の容量の算出根拠が示されていること。
 - (2) 逆流防止措置（逆止弁等）を講じていること。
 - (3) 平常時及び非常時において、使用者等が当該装置に貯留される水の水質を確認することができる構造であること。
 - (4) 当該装置の設置により水道施設への影響が懸念される等、必要と認められる場合には、当該装置の運用・その他維持管理上必要な措置を講じるよう指導すること。（ドレンバルブ、点検口、空気弁、バイパス管、緊急遮断弁及び給水栓の設置、凍結防止措置等）

3. その他の留意事項

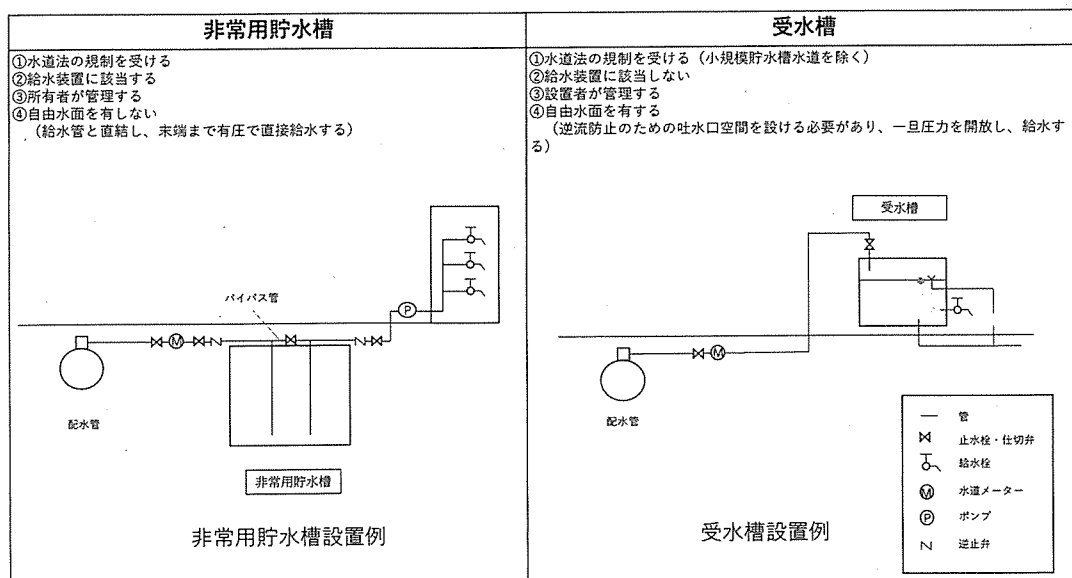
水道事業者は、以下の留意事項を指定給水装置工事事業者及び所有者等に周知・指導すること。

- (1) 当該装置は、非常時に飲用水を貯留する目的で水道利用者により設置されるものであり、平常時においてその使用状況により給水する水の水質の変化が予想される場合においても、その使用による社会的便益を考慮し、当該装置を通じて給水される水の水質の変化については、水道事業者の責任は免除され得ると考えられること。
- (2) 災害その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等により当該装置の性能が十分発揮されない状況が生じて、水道事業者には責任がないものであること。
- (3) 当該装置はその所有者に管理責任があり、当該装置に係る給水装置工事を施行する指定給水装置工事事業者は、必要に応じて製造者等とも連携し、所有者及び使用者に対して、当該装置の設置場所、非常時の使用方法、維持管理・点検方法、水質の確認方法、及び当該装置と受水槽との異なる点等、管理に関する事項を周知徹底すること。
- (4) 当該装置の保守点検、清掃、消毒、再塗装等については、その施行により当該装置内部の汚染のおそれがあるため、指定給水装置工事事業者が給水装置工事として施行するものであり、必要に応じて、指定給水装置工事事業者が選任した給水装置工事主任技術者の指導・監督の下、保守点検、清掃、消毒、再塗装等に従事する者が行い、構造材質基準に適合すべきものであること。

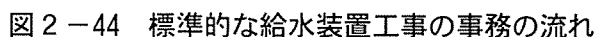
以上

非常用貯水槽と受水槽

参考



11. 1 給水装置工事の事務の流れ



2-146

- ※2 4. 2 (12) 分岐合議、(13) 事前協議、(14) 地下埋調整 参照
- ※3 11. 4 その他必要事項、
表2-32 給水装置工事の申込みに必要な書類 参照
11. 9 (1) 承認後設計図面の写しの返却方法確認
- ※4 8. 2 指定工事店の施行範囲 参照
- ※5 局請負施工の場合に限る

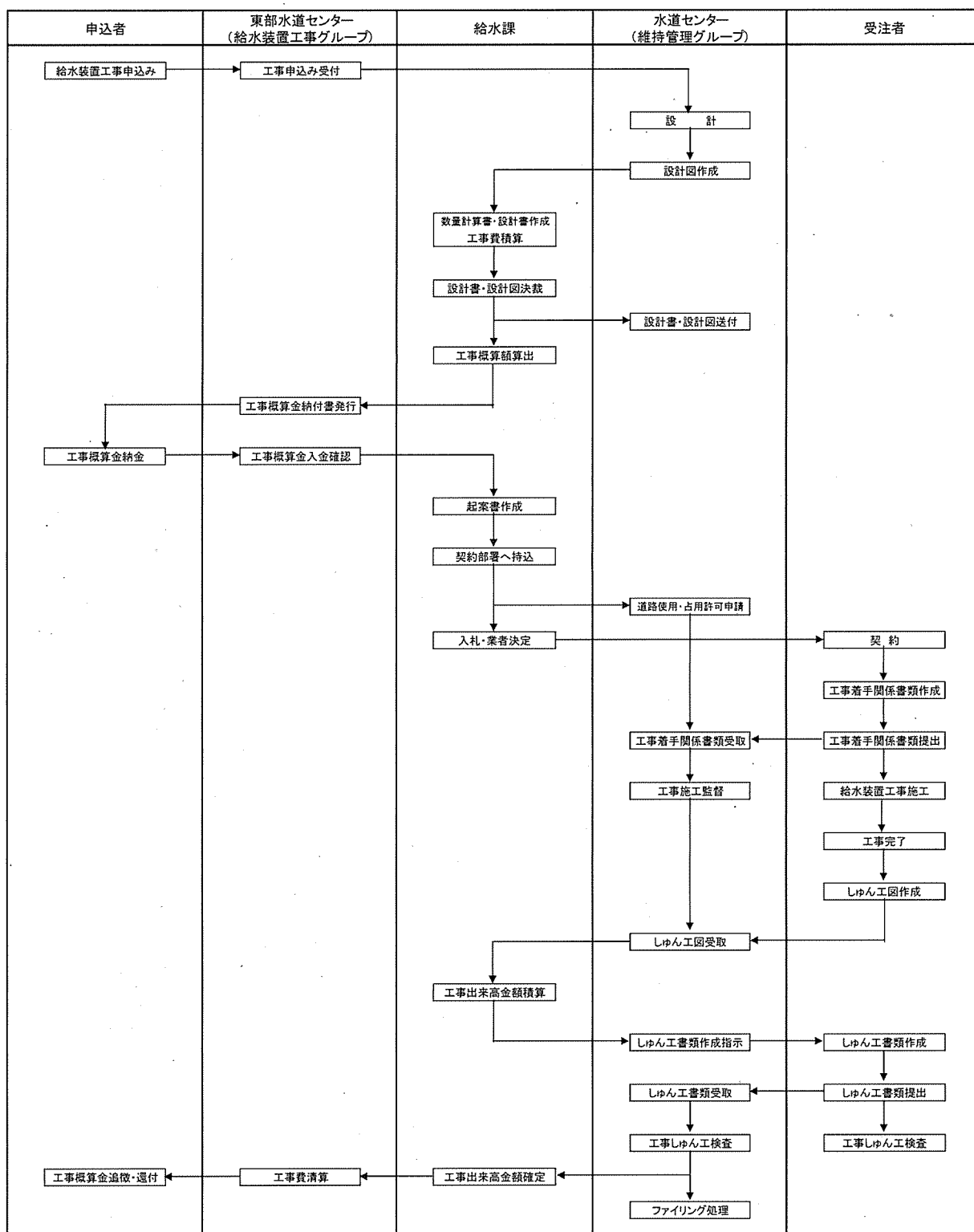


図2-45 大口給水装置工事の事務の流れ

11. 2 申込み（条例第11条第1項、第12条第1項）

条例第11条第1項「工事をしようとする者は、あらかじめ市に申込まなければならない。」並びに条例第12条第1項「工事は、市又は指定給水装置工事事業者が施行する。」に基づき、指定工事店が工事を行うときは、事前に本市まで工事申込みを行う必要がある。ただし、水道法施行規則第13条に規定する給水装置の軽微な変更は除く。

指定工事店からの申込受付事務の要領については、次のとおりである。

(1) 給水装置工事の申込日並びに工事費の納入

① 申込日の決定並びに適用規定

ア 「給水装置工事の申込日」は、設計費又は設計審査手数料の納入日とし、この日をもって申込みの事実が発生したものとす。

イ 官公庁の申込み（工事費の精算払い）は、工事依頼書の収受をもって申込日とする。

ウ 給水工事の計算は、「受付日」現在の規定により行う。

エ 修繕工事における修繕料、材料単価の適用は、修繕を受け付けた日における規定並びに材料単価をもって算出する。

② 工事費の納入

給水条例第15条に定める工事予定額は、納付書発行後、速やかに納入すること。

(2) 給水装置工事申込みの際の事務処理

① 家屋所有者が工事申込みを行う場合、工事申込書に家屋所有者に相違ない旨の記入を求める。

② 使用者（借家人）が工事申込みを行う場合は、家屋所有者の「同意書」（工事申込書に家屋所有者の住所、氏名並びに家屋所有者に相違ない旨の同意書）を得るか、または使用者の「誓約書」（工事施行について紛争が生じたときは、使用者が一切の責任を負う旨の誓約書）の提出を求める。

③ 家屋所有者名義の給水装置に使用者が追加、変更工事を行う場合は、同一家屋内の給水装置に2者の名義が生じるのを防ぐため、可能なかぎり家屋所有者から申込書を提出させるようにする。

④ 使用者名義の給水装置で使用者が所有者の名義変更をせず移転した場合は、当該給水装置の所有権は家屋所有者に帰属したものとみなす。

⑤ 工事申込者が不法占拠者の疑いのある場合でも、当局は不法占拠かどうかについては関係しない。ただし、河川敷、道路敷等の国又は公共団体の所有地等に不法占拠の疑いのあるもの、その他特別の理由があるものについては、土地所有者その他の利害関係人の承諾書の提出を求めることができる。

⑥ 他人の給水装置から分岐するときは、その所有者の同意を要する。（施行規程第13条第1項）

⑦ 他人の所有地を通過して給水装置を設置するときは、工事申込者の「誓約書」（土地所有者を含む利害関係人その他の者から異議があった場合に、工事申込者の責任において解決する旨の誓約書）か、またはその所有者の「同意書」を要する。（施行規程第13条第2項）

(3) 簡易な給水装置工事の諸手続き

① 対象工事

ア 1栓追加工事及びメータ内の簡易な工事（移設工事・管種変更工事）

イ 工事中給水装置工事及び撤去工事

② 取り扱い

ア 工事申込み及びしゅん工届の提出について

工事が申請書どおりで変更がないと確認できるものは、工事申込みと同時にしゅん工届を提出することができる。

イ しゅん工検査の立会について

給水装置工事主任技術者の立会は省略する。

11. 3 受付

給水装置工事申込みの受付事務は、次の水道センターで行う。

水道センター	管轄する行政区	電 話 番 号
	所 在 地	
東部水道センター 給水装置工事グループ	大阪市内全域	6 9 2 7 - 7 6 1 1
	都島区都島本通 4-12-4 (3 階)	

11. 4 給水装置工事申込みに必要な書類

条例第6条、第7条、第11条、条例第12条第2項に基づき、施行規程第12条第1項に定める工事申込書、並びにしゅん工検査に必要な書類は、様式1～3によるものとする。その他必要書類については、表2-32及び下記のとおりとする。

表 2-32 給水装置工事の申込みに必要な書類

書類の名称	様式	用途	提出時期
給水装置工事申込書	1	施主が意志表示するもの	○
給水装置工事申込書（続き用紙） （口径決定根拠含む）	1-2	工事の具体的内容を表示するもの	○
給水装置工事水質検査（続き用紙）	1-3	水質検査結果を記入するもの	○
給水装置工事に伴うメータ異動票	2	お客さま情報を更新するもの	○
給水装置工事に伴うメータ異動票 （続き用紙）	2-2	お客さま情報を更新するもの	○
給水装置工事しゅん工図面	3	工事のしゅん工内容を表示するもの	△
給水装置工事しゅん工図面 誓約・同意事項等	3-2	給水装置工事しゅん工図面の誓約・同意事項を別紙で提出する場合	△
給水装置所有者代理人（選定・変更）届	4	所有者が市内に居住していない場合	△
給水装置所有者総代人（選定・変更）届	5	給水装置を共有する場合	△
給水装置所有者（名義・住所）変更届	6	所有権が変更している場合	△
開始、中止、異動、届出書	7	工事立会時にメータの異動がある場合	△
浄活水器等の設置条件承諾書	8	浄活水器等を設置する場合	△
分担金減免申請書	9	減免の対象になる場合	△
振込依頼書	10	市納金の精算が必要な場合	□
給水装置工事費等納入通知書	11	市納金の精算が必要な場合	□
特例直結直圧式給水事前調査申込書	12	特例直結直圧式給水方式で給水する場合	－
特例直結直圧式給水条件承諾書	13	特例直結直圧式給水方式で給水する場合	△
維持管理誓約書	14	直結増圧式給水方式で給水する場合	△
給水方式の特例適用条件承諾書（同意書）	15	給水方式の特例を適用する場合	△
受水槽設置通知書	16	受水槽が設置される場合	△
受水槽撤去通知書	17	受水槽が撤去された場合	△
現地調査表	18	道路部掘削を伴う場合	○
大阪ガス（株）のFAX送付・回答書	19	道路掘削がある場合	×
大阪ガス（株）並びに他企業の工事施工通知書	20	既設埋設物の規模、位置、深さ等を照会する場合	×
給水装置工事に伴う道路掘削及び路面復旧に関する履行誓約書	21	道路部の掘削及び復旧を行う場合	△
給水装置工事跡舗装復旧完成報告書	22	道路部の掘削及び復旧を伴う場合	□
給水装置工事申込取消届	23	工事申込後、施工を取りやめる場合	－
水道管理図閲覧・概要説明申込書	24	水道管理図の閲覧・概要説明を申込み場合	－
給水装置工事しゅん工図書交付申請書	25	給水装置しゅん工図書交付を申請する場合	－
穿孔講習会修了者の取り扱い中止の届	26	穿孔資格者証が不要となった場合	－
建築確認通知書	－	建築確認を申請しているか確認するもの	○
配水管分岐合議書	27	給水管口径 100mm 以上の分岐及び配水管口径 400 mm 以上から給水管の分岐する工事等を行う場合	◎
分担金徴収算定書	28	メータ口径 75mm 以上を設置する場合	◎
給水装置工事改善指示書	29	しゅん工検査後、改善を指示する場合	◎

○：申込受付時、 △：しゅん工届提出時、 ×：道路使用・占用許可取得時、
□：舗装二次本復旧完了後
◎：局作成書類

※しゅん工届提出時(△)の書類については、申込受付時に事前確認を行う

様式 12・13 特例直結直圧式給水事前調査申込書・特例直結直圧式給水条件承諾書

水使用計画の変更等によって、断水や出水不良等を招く恐れがあるため、特例直結直圧式給水条件承諾書が提出されない限り、給水装置工事申込書を受理しないものとする。申込書の受理後、水理計算書の内容や他の適用条件等を審査し、直結直圧式給水が可能であると判断された場合に認めるものとする。

様式 14 維持管理誓約書

増圧装置は、コンピュータ制御を採用しており、ポンプ故障時には貯水機能がないため即断水となることや、対象建物が中高層の建物で、建物内の配管形態が複雑である。これらのことから、当局による装置故障や漏水等の修繕は困難であるため、申請者(設置者)側で断水時等の即時対応ができる管理責任者(管理人)や、増圧装置・減圧式逆流防止器並びに給水装置の維持管理者を定めることを条件として「維持管理誓約書」の提出をもって直結増圧式を認める。

11. 5 手数料並びに工事費予定額等の徴収

(1) 手数料 (条例第 34 条)

手数料には次のものがある。

① 設計審査手数料

配水管及び既設給水管の口径にかかわらず、新たに布設する給水管の最大口径を基準とする。なお、撤去工事のみの場合は、撤去する給水管の最大口径を基準とする。

また、給水装置工事の申込み事実の発生は、手数料納入日とする。

② しゅん工検査手数料

配水管及び既設給水管の口径にかかわらず、新たに布設する給水管の最大口径を基準とし、給水装置工事しゅん工図面の提出と同時に徴収する。ただし、工事申込みと同時に徴収することもできる。

なお、撤去工事のみの場合は、撤去する給水管の最大口径を基準とする。

(2) 工事費予定額 (条例第 16 条、施行規程第 20 条、規定の細目第 19 条の 2～第 23 条及び第 25 条)

指定工事店からの申請により提出された工事申込書並びに設計図面にに基づき、書類審査を行い、工事費予定額を決める。

なお、工事費予定額は次に掲げる①～⑤の合計額とする。

① 事務検査費 (非課税)

一次復旧面積に基づき、事務検査費を徴収する。

② 断水費 (配水管の断水を伴う場合に限る)

③ 配水管からの分岐工事並びに道路下の配管工事 (局請負者にて行う場合に限る)

④ 舗装道路復旧工事 (局請負者にて行う場合に限る)

②～④に要する工事費 (工事予定額) は、規定の細目 (別冊) 並びに局請負者との契約金額に基づき算出する。

⑤ ②～④に係る消費税及び地方消費税相当額

⑥ 納入の確認

承認決裁後に工事費予定額の納付書を発行し、工事費予定額の納入通知書の交付を受けた、工事申込者等 (指定工事店含む) は直ちに工事費予定額を納入しなければならない。東部水道センターは、「給水装置費等領収証書」等により工事費の納入を確認した後、断水工事等の施工を実施する。

(3) 分担金 (条例第 33 条の 2、施行規程第 35 条、35 条の 2～第 35 条の 3)

分担金は、給水装置を新設又は改造しようとするものからメータ口径に応じて徴収する。

① 分担金の納付者

条例第 33 条の 2 に規定する「給水装置を新設又は改造しようとする者」とは工事申込者を言う。分担金は工事申込者より徴収しなければならない。

② 分担金の算定・合議

分担金の算定は、工事申込受付後、分担金徴収算定書 (様式 28) により行う。ただし、関係課に分岐合議等を要するものは、合議等完了後行うものとする。

③ 納入通知書の作成・交付

給水装置工事申込書に基づき、東部水道センターが納入通知書を作成し、工事申込者へ交付する。

④ 納入の確認

納入通知書の交付を受け、工事申込者は直ちに分担金を納入しなければならない。

東部水道センターは、給水装置費等領収証書により分担金の納入を確認した後、工事の施工を承認する。

⑤ 取付メータの口径

取付メータの口径は「給水装置の構造、工事材料及び工事費の算出方法等に関する規定の細目」第 12 条第 1 項により使用水量及び使用状況により決定しなければならないが、原則として給水管と同口径のメータを取り付ける。

ただし、分岐工法、引込延長等の関係で、これによりがたいときはこの限りでない。

⑥ 条例第 33 条の 2 第 1 項の (2) 「改造の場合」の改造前の分担金

条例 33 条の 2 第 1 項の (2) 「改造前の給水装置を新設する場合に前号の規定により負

担することとなる分担金の額」は昭和 48 年 10 月 31 日までに申込まれた給水装置でメータのみ口径が縮小されている場合（図 2-46 参照）には給水管の口径をもってメータ口径とする。

⑦ 分担金の還付

次に掲げる場合は条例第 33 条の 2 第 3 項ただし書きにより分担金を還付する。

ア 工事が中止になったとき。

イ 臨時用に設置された給水装置で工事完成後 2 か年以内に撤去工事が完了したとき。

なお、「撤去工事が完了したとき」とは、工事用等の臨時に設置された給水装置の撤去工事の申込みがあり、配水管の原形復旧が完了した場合をいう。

⑧ 分担金の減免

ア 施行規程第 35 条の 4 の規定による分担金の減免を受けようとする者は、分担金減免申請書（様式 9）を提出する。

イ 前項の分担金減免申請書の確認は確認通知書又は計画通知書により行う。

⑨ 減免対象メータ口径の決定

施行規程第 35 条の 4 第 2 項に定める減免対象となる施設にもっぱら使用される給水装置のメータの口径は減免対象となる施設の使用水量比（ $\frac{\text{全体の使用水量}}{\text{対象施設使用水量}}$ ）に応じて管径均等表（表 2-33）を用いて決定する。

⑩ 分担金に係る消費税等の減免

租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 86 条第 1 項に規定する大使館等又は大使等から申請があった場合、消費税及び地方消費税相当額を免除する。

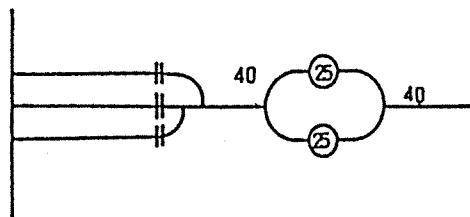
なお、事務処理については、別途定める「外国公館等に対する給水装置工事その他の減免事務要領」により行う。

⑪ 分担金収入科目

その他前受金

なお、工事完成後、正当科目「分担金」に振替える。ただし、臨時用に設置された給水装置については、工事完成後 2 か年後に正当科目「分担金」に振替える。

1 40mmを適用



2 75mmを適用

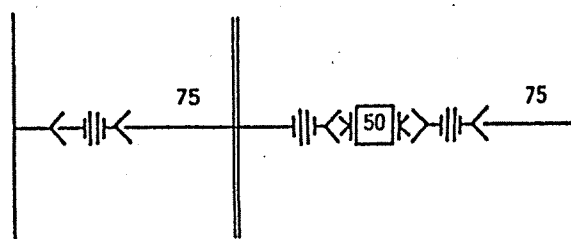


図 2-46 給水管の口径をもってメータ口径とするもの

表 2-33 管径均等表

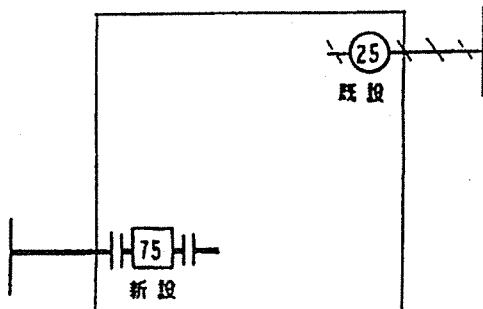
	13	20	25	30	40	50	75	89	100	125	150
13	1										
20	2	1									
25	3.7	1.8	1								
30	7	3.6	2	1							
40	11	5.3	2.9	1.5	1						
50	20	10	5.5	2.7	1.9	1					
75	54	27	15	7	5	2.7	1				
89	78	38	21	11	7	3.9	1.4	1			
100	107	53	29	15	10	5.3	2	1.4	1		
125	188	93	51	26	17	9	3.5	2.4	1.8	1	
150	297	147	80	40	28	15	5.5	3.8	2.8	1.6	1

(注) 管長、水圧及び摩擦係数を同一として計算したものである。

したがって、給水装置の場合は、その実情に応じて適用する。

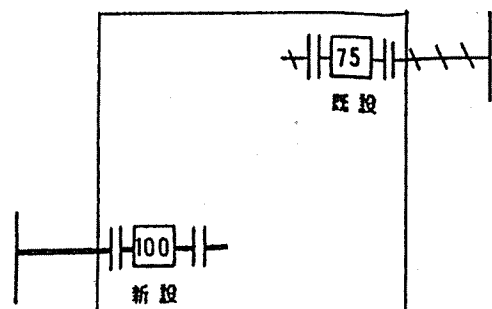
(参考) 分担金算定例

1



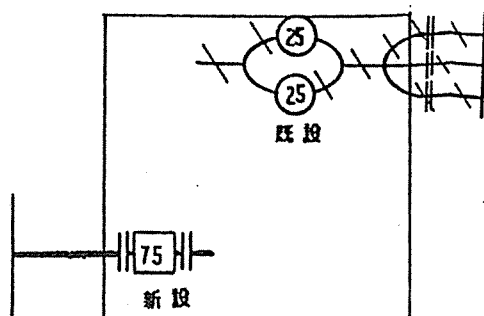
- 既設栓が、S48.10.31以前に申込まれたもの。
(75mm 分担金－25mm 分担金＝徴収分担金)
- 既設栓が、S48.11.1以降に申込まれたもの。
(75mm 分担金＝徴収分担金)

2



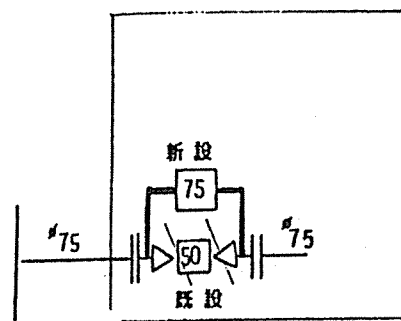
- 既設栓が、S48.11.1以降に申込まれたもので
分担金を徴収しているもの。
(100mm 分担金－75mm 分担金＝徴収分担金)

3



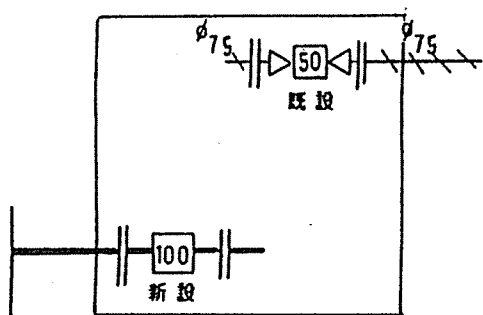
- 既設栓が、S48.10.31以前に申込まれた25mmの姉妹メータの場合。
(75mm 分担金－40mm 分担金＝徴収分担金)

4



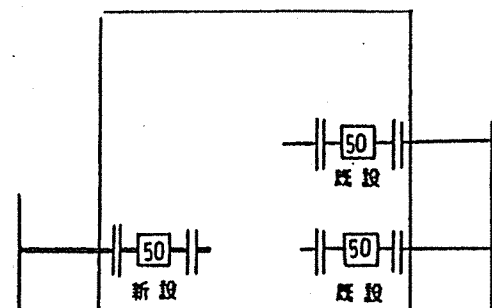
- 既設栓が、S48.10.31以前に申込まれたもので
メータ口径のみが縮小されているもの。
(徴収分担金＝0)
※メータ口径のみが縮小されているものは、給水管口径をメータ口径とする。

5



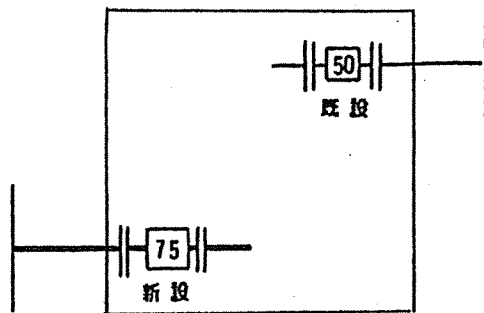
- 既設栓が、S48.10.31以前に申込まれたもので
メータ口径のみが縮小されているもの。
(100mm 分担金－75mm 分担金＝徴収分担金)
※メータ口径のみが縮小されているものは、給水管口径をメータ口径とする。

6 特例措置として別栓追加を認めた場合



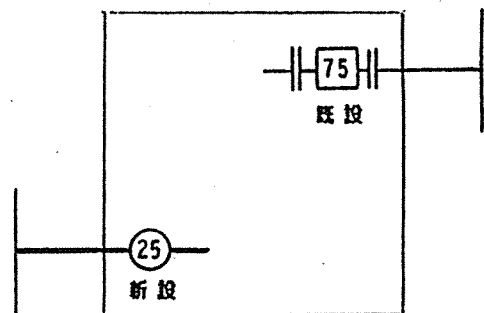
- 既設栓2栓とも、S48.10.31以前に申込まれたもの。
(50mm 分担金＝徴収分担金)
- 既設栓2栓中1栓が、S48.10.31以前に申込まれたもの。
(50mm 分担金×2＝徴収分担金)

7 特例措置として別栓追加を認めた場合



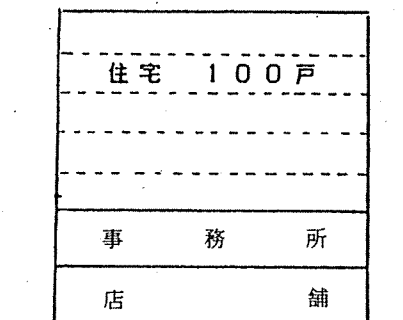
- 既設栓が、S48.11.1以降に申込まれたもので分担金を徴収していないもの。
(75mm 分担金 + 50mm 分担金 = 徴収分担金)

8 特例措置として別栓追加を認めた場合



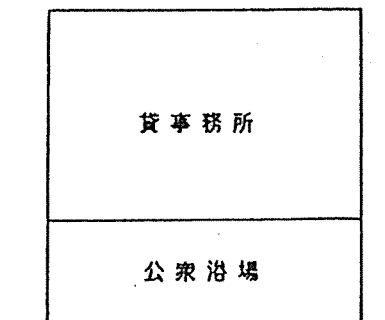
- 既設栓が、75mm 以上のもの。
(25mm 分担金 = 徴収分担金)

9 一部減免の例



- 上記建物にメータ口径75mm の給水管を引き込んだ場合。
(75mm 分担金 - 13mm 分担金 × 100戸 > 0)

10 一部減免の例



- 上記建物にメータ口径100mm の給水管を引き込んだ場合で事務所と公衆浴場の使用水量比が5:5の時。管径均等表より公衆浴場のメータ口径を75mm とする。
(100mm 分担金 - 75mm 分担金 = 徴収分担金)

(4) 再設計審査及び再しゅん工検査手数料の徴収

① 再設計審査手数料

工事施工途中で承認内容と著しく変更となる場合に徴収する。

② 再しゅん工検査手数料

しゅん工検査の結果、不良箇所があり改善指示書を発行のうえ、再検査の申し出と同時に徴収する。

(5) 給水装置工事における事務検査費徴収等に係る事務処理

① 目的

第1条 大阪市建設局（以下「建設局」という。）が大阪市道路占用規則（昭和28年大阪市規則第39号）第22条第1項第1号に基づき請求する、道路占有者が舗装本復旧工事を施工する場合の建設局が実施する検査に要する費用（以下「事務検査費」という。）に関し、給水装置工事において大阪市水道局（以下「局」という。）が当該費用の徴収及び建設局への支払い等を行う際の事務処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

② 定義

第2条 用語の定義は、道路法（昭和27年法律第180号）及び水道法（昭和32年法律第177号）並びに条例（昭和34年条例第20号）による。

③ 徴収対象

第3条 局は、局が道路占用許可申請を行った給水装置工事で、給水装置工事跡の舗装本復旧工事を指定工事店が施工するものについて、給水装置工事の申込者（給水装置工事の申込者から当該申込手続き等の委任を受けた指定工事店を含む。以下単に「給水装置工事の申込者」という。）から事務検査費を徴収する。

事務検査費の額は、建設局の定める「受託道路工事費用負担要綱」に基づいて局が算出する。

④ 徴収方法

第4条 事務検査費は、局が給水装置工事の道路占用許可証交付までに徴収するものとし、局が発行する納入通知書により給水装置工事の申込者が支払うものとする。

納入通知書発行後30日以内に事務検査費を納入しないときは、工事申込みを取り消したものとみなす。

⑤ 費用の清算

第5条 事務検査費は、次のいずれかに該当する場合は還付することとする。

ア 給水装置工事自体が中止となり、舗装本復旧工事が不要となった場合

イ 建築随伴等により、占用工事と承認工事（道路法第24条に基づくもの）が競合する場合で、占用工事の舗装本復旧工事を承認工事により行なった場合

ウ 建設局が道路工事とあわせて舗装本復旧工事を行った場合で、「舗装先行工事」となる場合

⑥ 建設局への支払い

第6条 事務検査費は、局が給水装置工事の申込者から徴収した費用の中から、建設局からの請求に基づきその都度支払いを行うものとする。

(6) 設計費、設計審査及びしゅん工検査手数料の取り扱い

① 基準口径について

配水管及び既設給水管の口径にかかわらず、新たに布設する給水管の最大口径を基準とする。

なお、撤去工事のみの場合は、撤去する給水管の最大口径を基準とする。

② 給水条例第34条第1項第1号及び第2号のただし書きについて

ア 適用除外

簡易な工事であっても、既設給水装置の変更が伴うもの並びに条例違反水栓の正規水栓への切替工事等は適用できない。

イ しゅん工検査

ただし書きを適用するもののしゅん工検査は、主任技術者の立会を要しない。

11. 6 工事申込みの取消（施行規程第 16 条第 2 項）

- (1) 工事申込後、申込者の申し出又はその他の理由により工事の施工を取り止めた場合は、ただちに「給水装置工事申込取消届」を提出する。
- (2) 工事申込みを受けた日から 30 日以内に工事費予定額を前納しない場合は、工事申込みを取り消したものとみなす。

11. 7 名義変更手続き（条例第 7 条）

給水装置の所有者が売買、相続等により所有権を変更する場合は、給水装置所有者変更届を提出する。

11. 8 特別な工事の取り扱い

(1) 当局関係の給水装置工事の申込み

工事申込書の申込者委任者欄に関係課長名で申込む。

(2) 局が施行する給水装置工事

- ① 配水管の切断を伴う給水装置工事。
- ② 配水管からの分岐口径が 200 mm 以上の給水装置工事（以下「大口給水装置工事」という）。

なお、①については、「給水装置改良工事」での局請負者施行とし、②については、事後審査型制限付一般競争入札で請負者を決定し請負施行とするため、通常の手数料のほか設計費・請負工事費等が必要となる。

（図 2-2 大口給水装置工事の事務の流れ参照）

(3) 一部残存給水装置の利用について

給水装置を設置する際に、同所に元給水装置の一部が残存するものについては、次の条件を満たすものに限り、誓約書の提出をもって利用を認める。

〔条 件〕

- ① 道路部分の給水管口径が 25 mm 以上のもの。ただし口径 75 mm 以上（铸铁管）は、認めない。
- ② 出水状況及び給水管材料の腐食状態等を調査し将来的に維持管理上支障がないと確認されたもの。

(4) 口径 20 mm メータの取り扱いについて

① 給水装置工事における取り扱い

口径 20 mm のメータの給水装置で、メータ以降の改造工事を行う場合、メータ口径及びメータ以降の給水管口径を 25 mm とすることができる。

② メータ検満時における取り扱い

検定満期のため、「メータ取替票」が発行されている口径 20 mm のメータは取替前にメータ位置改良工事又は、止水栓整備工事を下記要領で施行し、メータ口径を 25 mm もしくは 13 mm に変更する。

ア 施工方法

給水装置整備工事（メータ位置改良工事・止水栓整備工事）の単価契約により行う。

イ 施工指示

「検満取替票」により、水道センターは現場調査を行い所有者に工事内容の説明及び口径変更の承諾を得たのち、単価契約業者に施工指示する。この時、「メータ取替票」を添付する。

ウ 設置位置

既設メータの設置位置に支障がある場合は、メータ取替及び点検が容易な場所に位置変更を行う。

③ その他

ア メータの検定満期内に工事が完了するようにメータ取替票を作成する。

イ 給水装置しゅん工図面（設計書）、メータの整理は、「給水装置改良工事の設計・積算施工手引」による。

ウ メータ位置改良工事及び止水栓整備工事が施工できないものは、通常の検満取替を行

う。

④ 配水管工事に伴う接合替工事等における取り扱い

配水管工事に伴う接合替工事等において、メータ口径20mmに接合する場合、所有者の承諾を得て、メータ口径を25mmもしくは13mmに変更して施工する。

11. 9 設計審査（条例12条第2項）

指定工事店は、提出した給水装置工事申込書及び添付書類について、当該給水装置の設計が、給水量、水質保全について不安がなく、将来の維持管理が容易な構造で、関係法令、条例、規定等に合致しているか設計・審査を受ける。

支障がなければ、水道センター所長決裁後、施行承認がなされる。

施行承認後、必要に応じ設計図面写しを窓口又は郵送で返却する。

(1) 承認後設計図面の写しの返却方法

承認後の設計図面の写しの返却方法は次のとおりとする。

① 窓口返却

- ・承認時に返却
- ・しゅん工受付時に返却

② 郵送で返却

- ・事前に郵便料金と特定記録料金の合計分の切手を貼り、宛名を記載した封筒を提出していただきます。

11. 10 しゅん工検査（条例12条第2項、施行規程第15条第3項）

(1) 工事しゅん工届受理

指定工事店は、工事施工の承認後、内部工事を施工し、完成すれば直ちに、給水装置工事しゅん工図面（様式3）と必要な書類を揃えて、東部水道センターに提出する。

東部水道センターは、承認時の設計図面としゅん工図面に相違がないか確認する。承認時から変更がある場合には、再度設計審査を行う。

なお、変更内容が軽微な場合は、本市職員の指示により図面の訂正を行う。

(2) しゅん工検査の実施

しゅん工検査は、指定工事店が提出したしゅん工図面に基づき、指定工事店の立会の上、当局給水装置工事しゅん工検査業務委託受注者が次の事項について行う。

① 現地の状況

ア 道路及び建物としゅん工図面とを照合する。

イ 関連給水装置（附付の水栓番号、当該工事に関する既設給水装置）としゅん工図面とを照合する。

② 施工状況及びに施工方法

ア 許可書等の携行及び内容の把握

道路使用許可証（写）、道路占用許可書（写）及び大阪ガス㈱等の埋設企業体の回答書（写）を携行し、その内容が十分把握できているかを確認する。

イ 保安施設の設置

「工事現場における保安施設等の設置基準」に基づく保安施設の設置を行っているかを確認する。

ウ 道路下における、分岐穿孔・配管が当局規定による技能者の施工であるかを確認する。

エ 配水管からの分岐方法、給水管の埋設深さ、給水管の接合方法、給水管の保護措置、止水栓及び制水弁の設置並びに保護状況が規定の細目第2章「給水装置の構造及び材料」に基づき施行されているか確認する。

ただし、現地立会ができない場合においては、指定工事店から提出される写真をもって確認することができる。

オ 給水管の管種、口径、布設位置、延長及び器具類の取り付け数、位置等についてしゅん工図面と照合する。

カ メータ、止水栓、制水弁の位置についてしゅん工図面と照合し、点検、操作、取替作業等が容易にできる場所に設置されているかを確認する。

キ 受水槽の容量について外部から測定し確認する。

- ク 逆流防止措置について給水口と満水面との間隔及び給水器具、ユニット化装置等の逆流防止措置状況を確認する。
- ケ 直結増圧用給水装置について、維持管理誓約書に基づき仕様書を確認する。
- ③ 使用材料及び器具の確認
- ④ 水圧試験
水圧試験は試験水圧 1.75MPa を 1 分間以上保持する。
ただし、メータ 1 次側の給水装置については、状況により配水管の最大静水圧をもって試験水圧とすることができる。また、受水槽以下設備を給水装置に切り替える場合においては、各種基準によるものとする。
- ⑤ 水質検査
水質検査は、DPD 試薬等により塩素反応を確認 (0.1 mg/l 以上) する。また、臭気、味、色、濁りは、観察により異常でないこと。
- ⑥ その他
ア 関係法規等で定める禁止事項の確認
クロスコネクション、ポンプ直結等の有無を確認する。
イ 道路掘削工事の施工状況
ウ 次の事項については、主任技術者から書面により報告させたものを、検査事項の確認とすることができる。
(ア) 水圧試験
(イ) メータより内部の不可視部分の給水管の管種、口径、布設位置、延長、給水管の埋設深さ、接合法、保護措置、使用材料、器具。
(ウ) クロスコネクション、ポンプ直結 (直結増圧型ブースターポンプを除く) 等、関係法規等に定める禁止事項の確認
- (3) 報告書の作成
当局給水装置工事しゅん工検査業務委託受注者は、検査終了後、その結果を「しゅん工検査合格判定チェックシート」に記入する。
- (4) 検査不合格の場合の措置
東部水道センターは、しゅん工検査の結果、不合格となる場合は「給水装置工事改善指示書」(様式 29) により、期間を指定して改善を指示し、再しゅん工検査手数料を徴収し、当局給水装置工事しゅん工検査業務委託受注者において再検査を行う。
なお、図面の修正は指定工事店が行い再提出すること。
- (5) 中間検査の実施
規定の細目第 19 条第 2 項の規定に定める検査 (以下「中間検査」という。) は、次のものについて、工事施工中に前項のしゅん工検査に準じて行う。
① 設計審査時に指示したもの
② 指定工事店が申し出たもの
- (6) 特例措置 (同時しゅん工)
比較的小規模な工事で、内部工事の検査と同時に道路部分の工事を施工してもよいと判断できる場合は、内部と同時に道路部分の工事を検査することができる。

12 施工後の事務処理

12. 1 工事費精算（条例第 15 条第 3 項、施行規程第 19 条）

(1) 精算事務

工事しゅん工後、工事申込時の工事概算金を計算したときと同じ方法で精算する。

(2) 追徴、還付手続き

工事概算金と工事精算金との差額に過不足が生じたときは、追徴又は還付の手続きをとる。ただし、100 円未満の過不足については、追徴又は還付の手続きは行わない。

還付の方法は、指定工事店に給水工事費精算額通知を発送する。還付金の還付方法は、経理課から銀行振込で指定工事店が取り引している銀行に振込みする。

追徴金の納入方法は、給水装置工事費等納入通知書（様式 11）を指定工事店あてに発送する。納入期限は、発送日から約 10 日間としている。

12. 2 しゅん工報告

「給水装置工事に伴うメータ異動票」（様式 2）を作成し、各水道センター営業グループへ送付する。

12. 3 設計書整理及び管理図面の手入れ

東部水道センターは、工事受付簿を整理し、給水装置しゅん工図面にその他必要書類を添付し、備え付けファイルにとじ込み、随時、受注者へ送付しファイリングを行う。

13 その他

13. 1 工事資金の貸付あっせん制度

(1) 条件

給水装置工事費を月賦払いにという申込者の要望に応じて、水道局と大阪シティ信用金庫の間で覚書を締結し、次の条件で貸付あっせんを行っている。

- ① 貸付金融機関 大阪シティ信用金庫中之島支店（大阪市役所内）
- ② 貸付対象者 大阪市に居住する者で給水装置の新設又は改造工事等を施工する場合
- ③ 貸付額 工事費の範囲内、ただし、最高 30 万円
- ④ 償還方法 24 ヶ月以内の均等分割払
- ⑤ 利息 1 年もの定期預金の利息+1.3%で変動する。
(年 1.3% 平成 28 年 4 月現在)
- ⑥ 保証人 大阪市内に居住する満 20 歳以上の者 1 人

(2) 申込みに必要な書類

- ① 給水装置工事資金借入申込書
- ② 信用調査書
- ③ 申込者の給与証明又は市民税もしくは事業税の納税証明及び印鑑登録証明 各 1 通
- ④ 保証人（1 人）の給与証明又は市民税もしくは事業税の納税証明及び印鑑登録証明 各 1 通
- ⑤ 金銭消費貸借契約証書

(3) 水道局における事務処理

工事資金の貸付を希望する者は、工事の申込みの際、その旨を東部水道センターに申し出る。

東部水道センターは、申し出によって、工事費予定額を算出し、貸付額を決める。指定工事店の工事の場合は、指定工事店から工事設計書及び見積書を提出させ、適正な請負金額であるかを十分に審査する。この場合、必要により申込者及び指定工事店立会の上、現場調査を実施する。

東部水道センターは、申込者に給水装置工事資金借入申込書、金銭消費貸借契約証書を交付し、記載事項、必要書類を説明する。

13. 2 鉛製給水管取替工事助成金の交付について

水道メータから宅地内の給水装置末端までの間に存在する鉛管の全部又は一部を、水道法施行令第 6 条に規定する基準に適合する給水管で鉛管以外のものに取替える工事を行う場合、助成金の対象となる場合がある。詳細については、「大阪市水道局鉛製給水管取替工事助成金交付要綱」によるものとする。

13. 3 分水・区域外給水について

給水区域を跨いで浄水の供給が必要な事象が生じた場合には、「本市の給水区域外への分水及び本市の給水区域内への給水のための他の水道事業者からの分水に関する基本方針を定める要綱」に基づき、分水により対応すること。また、その取扱いについては、関係課（連携推進課、計画課）と調整すること。

なお、給水区域以外の者に対する直接の給水（区域外給水）については、水道法上、認められないため、行わない。